

#### 会長の挨拶 40 一職種一会員制の本質—その 7—

代議制的意味においてだけしか、代表の認定方法がないかといえ、そうではあるまい。総意の結集ということにはそれ自体に固有の長所短所があつて、これを唯一絶対的の代表選出の方法というわけには行かないのであるから、別に代表の選出方法があつてもよいのである。特にロータリーは具体的奉仕の実践団体というよりは、特定社会の一般的職業倫理基準の認識と唱導の機関という意味での奉仕団体なのであつて、本来、代表的性格のものではないから、ロータリーの意味での代表の選任は、代議制によることなく、任命制その他の方法による他はないのである。したがつて、特定人がロータリー・クラブの会員選考を通過したということはロータリーの立場において、当該社会の特定職業人の代表と考えることは、一つの考え方として成り立つのである。ただ、この場合、代議的選考方法との混同と誤解を避けるために、ロータリーでは、当該職業人をその職種の代表というよりはむしろロータリーがその職業分野に派遣したロータリーの代表であると解説するだけのことなのである。(ガイ・ガンディカー『ロータリー通解』小堀憲助訳 p.6;p28 参照) つまり、このことは任命制における代表の存在を否定するものではなく、任命制乃至暗黙裡の代表という考え方は社会一般にいくらでも行われているところである。

(小堀憲助著『ロータリー思想の理論構造』より引用)